# 社債型種類株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、社債型種類株式(金融商品証券取引所において優先株等として上場される株式のうち、 社債に類似した商品性を持つ種類株式をいいます。以下同じ。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留 意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○社債型種類株式は、国内外の事業会社が発行する種類株式であり、市場の金利水準や株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して株価(金融商品取引所への上場後の株価をいいます。以下同じ。)が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

# 手数料など諸費用について

- ・ 社債型種類株式を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。
- ・社債型種類株式の金融商品取引所での売買等にあたっては、その対価の他に別に交付する『上場有価証券等書面』別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。

# 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。

- ・ 社債型種類株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、社債型種類株式の株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・社債型種類株式の株価は普通株式の株価とは異なり、市場の金利水準や発行者の信用力の変化に対応して変動する可能性があります。配当年率が固定の場合、金利が上昇する過程では社債型種類株式の株価は下落し、逆に金利が低下する過程では社債型種類株式の株価は上昇することになる可能性があります。取得条項が付されている社債型種類株式について発行者による取得が行われる前等に売却する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。配当年率が変動の場合には、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準や金融機関の貸出金利等の変化に対応 して変動します。

#### 有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

- ・社債型種類株式の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、社債型種類 株式の株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・社債型種類株式の配当金は普通株式に優先されますが、社債保有者などの債権者への支払いに劣後します。したがって、分配可能額がない場合には配当の全部または一部が行われず、期待するリターンが得られないおそれがあります。
- ・社債型種類株式は、発行者の業績や財務状況の悪化等によって優先配当金の支払いや取得条項に基づく取得が行われないことが懸念される、または行われなかった場合には、株価が大きく下落し損失が生じるおそれがあります。

### その他のリスク

- ・ 社債型種類株式は、キャピタルゲインを目的とした頻繁な売買は想定されず、流動性が低いことにより、希望 する株価やタイミングでの売買ができないおそれがあります。
- ・取得条項が付されている社債型種類株式の取得事由が発生した場合に発行者による取得が行われると、 取得以降の優先配当金を受け取れず期待するリターンを得られないおそれがあります。

# 社債型種類株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

社債型種類株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### 社債型種類株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における社債型種類株式のお取引については、以下によります。

- ・社債型種類株式の募集、若しくは売出しの取扱い、または私募の取扱い
- ・ 社債型種類株式の売出し
- ・取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ、または代理
- ・ 私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 社債型種類株式の売買等の媒介、取次ぎ、または代理

# 金融商品取引契約に関する租税の概要

社債型種類株式の募集または売出しに際して課税はされません。

なお、社債型種類株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・ 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当、及び譲渡損益等との 損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

・上場株式の譲渡による利益、及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

#### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において社債型種類株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部、または一部(前受金)をお預けい ただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいた社債型種類株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)。

#### 当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券

金融商品取引業者、商品先物取引業者

関東財務局長(金商)第44号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加入協会、日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引

業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 54,323,146,301 円(2024 年 3 月 31 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944年3月

連 絡 先 カスタマーサービスセンター(0120-104-214)またはお取引のある取扱店までご連絡ください。

#### SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所: 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先: SBI 証券 カスタマーサービスセンター

固定番号: 0120-104-214 (無料) 携帯電話: 0570-550-104 (有料)

受付時間:平日8時00分~17時00分(年末年始を除く)

# 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住 所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日、年末年始を除く)